

四日市市告示第381号

三重県生活環境の保全に関する条例（平成13年3月27日三重県条例第7号）第72条の4第2項に基づき、次のように告示する。

令和2年6月30日

四日市市長 森 智広

1 発表事項

昭和四日市石油株式会社四日市製油所における土壤汚染について

2 発表内容

令和2年6月29日、三重県生活環境の保全に関する条例第72条の4第1項の規定に基づき、昭和四日市石油株式会社（東京都港区台場二丁目3番2号 代表取締役社長 伊藤智明）から同社四日市製油所（四日市市塩浜町1番地）において、砒素及びその化合物による土壤汚染が発見された旨の届出がありました。

届出によると、同社は、構内に設置されている建屋等（事務棟、浄化槽、植栽）を解体するにあたり、三重県生活環境の保全に関する条例第72条の2第1項の規定に基づき地歴調査を行い、工場敷地内で使用履歴のある有害物質を対象に、工事予定地（約7,419㎡）において、自主的に土壤調査を実施しました。調査の結果、全84区画中4区画で、砒素及びその化合物が土壤溶出量基準を超過しました。工事予定地では、砒素及びその化合物の使用等の履歴はありません。（地点は別紙参照）

土壤溶出量基準を超過した4区画で砒素及びその化合物を対象に、地下水調査を実施したところ、いずれの地点でも検出されなかったことから、直ちに周辺環境への影響はないと考えられます。

基準を超過した有害物質及び濃度は次のとおりです。

土壤調査結果（溶出量）

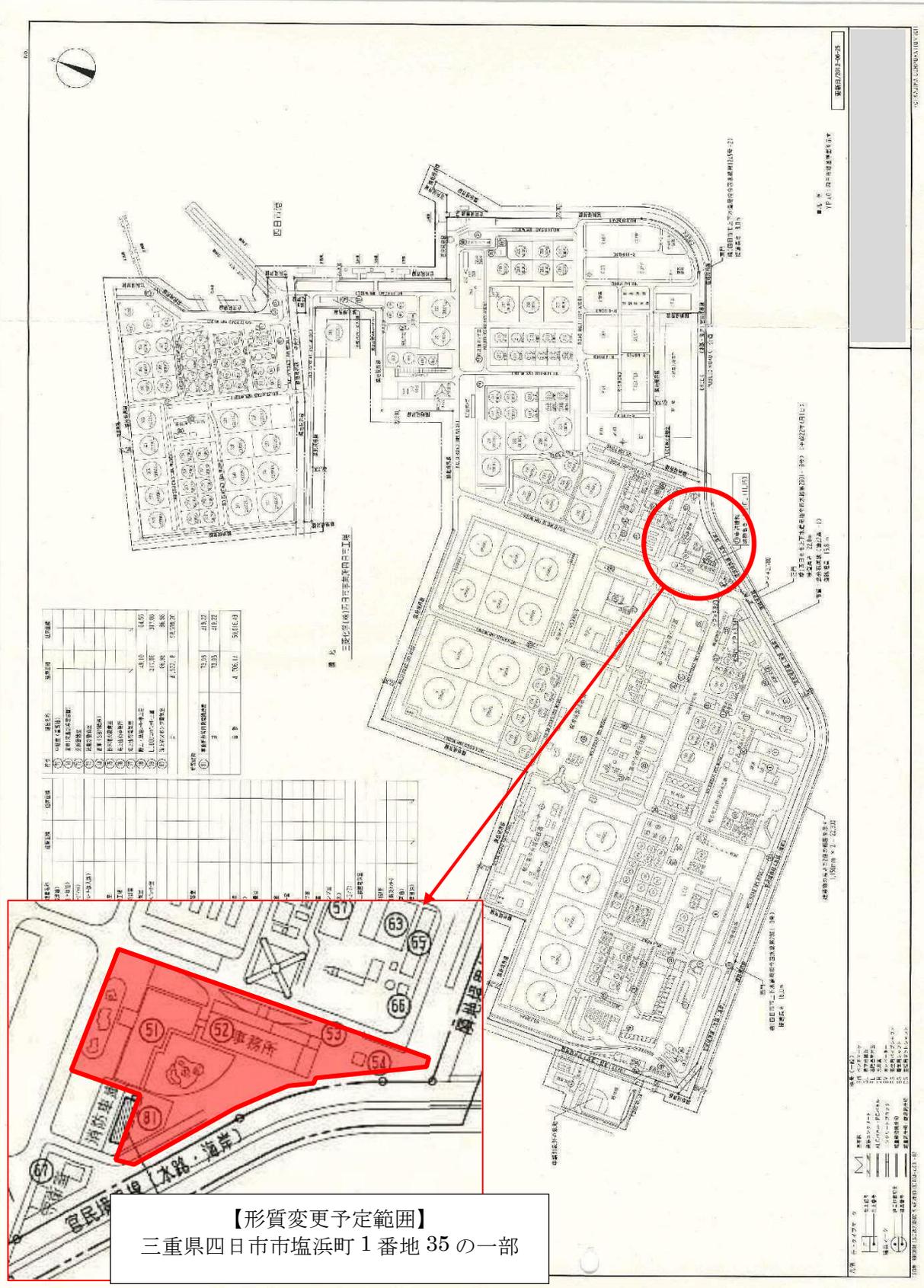
物質名	最大濃度 (土壤溶出量基準の倍数)	土壤溶出量基準	汚染深度
砒素及びその化合物	0.029mg/L (2.9倍)	0.01mg/L	表層～4.0m

### 3 対応方針

- (1) 7月1日、現地への立入調査を実施します。
- (2) 全ての汚染区画は、アスファルト舗装により、汚染の拡散防止措置及び雨水浸透防止措置が講じられています。汚染土壌については、事業者が掘削除去する予定です。

市は今後、事業者に対して、汚染土壌の対策工事が適切に行われるよう指導していきます。

(環境部環境保全課)

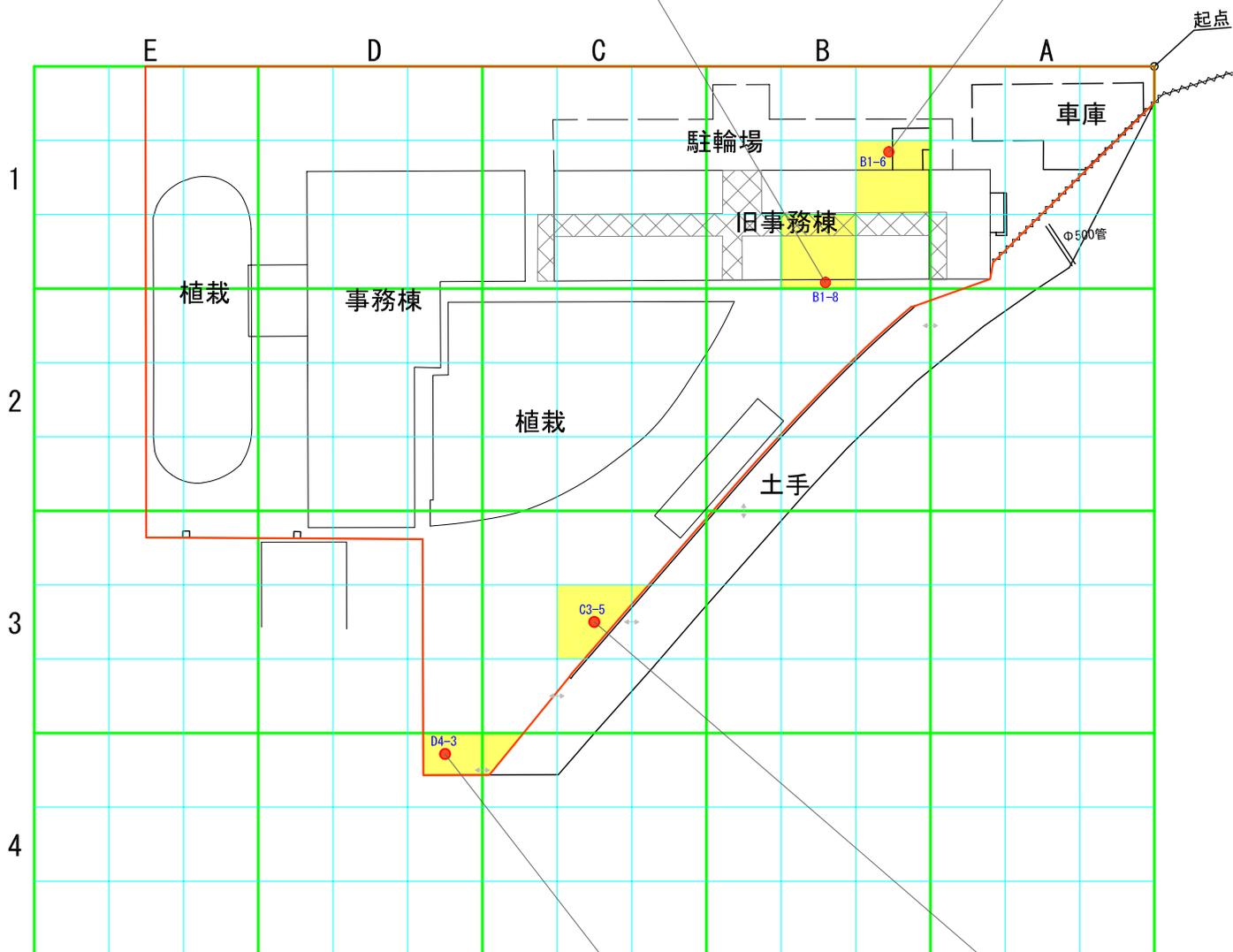


【形質変更予定範囲】  
三重県四日市市塩浜町1番地35の一部

対象地位置図

B1-8	
深度	砒素及びその化合物
	土壌溶出量・地下水【mg/L】
表層	0.029
1.0m	<0.005
2.0m	0.019
3.0m	0.011
4.0m	<0.005
5.0m	<0.005
地下水	<0.005

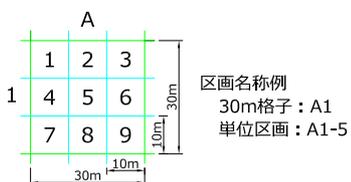
B1-6	
深度	砒素及びその化合物
	土壌溶出量・地下水【mg/L】
表層	0.014
0.6m	<0.005
1.0m	<0.005
2.0m	<0.005
地下水	<0.005



凡例	
<span style="border: 1px solid red; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span>	形質変更予定範囲
<span style="border: 1px solid green; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span>	30m格子
<span style="border: 1px solid cyan; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span>	単位区画
<span style="display: inline-block; width: 10px; height: 10px; border-left: 1px dashed gray; border-right: 1px dashed gray;"></span>	区画統合
<span style="color: red; font-weight: bold;">●</span>	調査地点（土壌溶出量基準不適合）
<span style="background-color: yellow; display: inline-block; width: 10px; height: 10px;"></span>	土壌溶出量基準に不適合な区画

D4-3	
深度	砒素及びその化合物
	土壌溶出量・地下水【mg/L】
表層	0.021
0.6m	<0.005
1.0m	<0.005
2.0m	<0.005
地下水	<0.005

C3-5	
深度	砒素及びその化合物
	土壌溶出量・地下水【mg/L】
表層	0.012
0.6m	<0.005
1.0m	0.006
2.0m	0.005
地下水	<0.005



汚染範囲図